

承認第7号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月4日提出

中間市長 松下 俊男

## 専 決 処 分 書

中間市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成25年5月17日

中間市長 松下 俊男



### 記

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 事故の概要
  - (1) 事故発生日時 平成23年12月17日17時頃
  - (2) 事故の発生場所 中間市岩瀬西町40番7号前の道路（中間市道 岩瀬団地1号線）
  - (3) 事故の状況 相手方が中間市道路線「岩瀬団地1号線」（以下「道路」という。）を歩行中、前方から自動車 came ため、当該自動車をよけようとしたところ、道路下の側溝に頭から転落し、頸髄損傷等の重傷を負ったもので、現在は身体障害者手帳2級の後遺障害が残っている。
- 3 損害賠償の額 20,275,768円
- 4 和解の要旨
  - (1) 中間市（以下「市」という。）は、本件の事故の相手方（以下「相手方」という。）に対し、本件事故に関する損害賠償債務として、20,275,768円の支払義務があることを認める。
  - (2) 市は相手方に対し、前号の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払うものとする。
  - (3) 相手方と市は、本件事故に関して双方ともに裁判上又は裁判外において一切異議申立てをしない。